
令和2年 9 月 宇美町議会定例会会議録（第2日）

令和2年9月4日（金曜日）

提出された案件は次のとおり

- 日程第1 同意第16号 宇美町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第2 承認第4号 宇美町自治功労表彰候補者の推薦について
- 日程第3 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第4 議案第46号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更について（庁舎外壁屋上防水改修工事）
- 日程第5 議案第47号 宇美町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第48号 宇美町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第49号 宇美町町民農園条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第50号 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第9 議案第51号 宇美町町民憲章審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第52号 令和2年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第53号 令和2年度宇美町一般会計補正予算（第4号）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 同意第16号 宇美町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第2 承認第4号 宇美町自治功労表彰候補者の推薦について
- 日程第3 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第4 議案第46号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更について（庁舎外壁屋上防水改修工事）
- 日程第5 議案第47号 宇美町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第48号 宇美町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第49号 宇美町町民農園条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第50号 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例
の整理に関する条例について

日程第9 議案第51号 宇美町町民憲章審議会条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第52号 令和2年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第11 議案第53号 令和2年度宇美町一般会計補正予算（第4号）

出席議員（13名）

1番 丸山 康夫	2番 平野 龍彦
3番 安川 繁典	4番 藤木 泰
5番 入江 政行	6番 吉原 秀信
8番 黒川 悟	9番 脇田 義政
10番 小林 征男	11番 飛賀 貴夫
12番 白水 英至	13番 南里 正秀
14番 古賀ひろ子	

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 川畑 廣典

書記 太田 美和

書記 中山 直子

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	木原 忠	副町長 ……………	高場 英信
教育長 ……………	佐々木壮一朗	総務課長 ……………	佐伯 剛美
危機管理課長 ……………	藤木 義和	財政課長 ……………	中西 敏光
まちづくり課長 ……………	丸田 宏幸	税務課長 ……………	江崎 浩二
会計課長 ……………	瓦田 浩一	住民課長 ……………	八島 勝行
健康福祉課長 ……………	尾上 靖子	環境農林課長 ……………	工藤 正人
管財課長 ……………	矢野 量久	都市整備課長 ……………	安川 忠行
上下水道課長 ……………	藤井 則昭	学校教育課長 ……………	原田 和幸
社会教育課長 ……………	飯西 美咲	こどもみらい課長 ……………	太田 一男
町制施行100周年事業推進事務局長 ……………			安川 茂伸

10時00分開議

○議会事務局長（川畑廣典君） 起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

お手元に、本日の議事日程第2号をお配りしておりますので、御確認を願います。

○議長（古賀ひろ子君） 改めまして、おはようございます。本日の会議を開きます。

日程第1. 同意第16号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第1、同意第16号 宇美町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。佐伯総務課長。

○総務課長（佐伯剛美君） 改めまして、おはようございます。それでは、同意第16号 宇美町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

宇美町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任することについて、議会の同意を求めます。氏名、安河内毅氏。住所、生年月日につきましては、記載のとおりでございます。提案理由でございますが、宇美町固定資産評価審査委員会委員安河内毅氏の任期が令和2年9月30日で満了することに伴い、同氏を再任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

それでは、ページをおめくりください。1ページには、参考資料といたしまして、安河内毅氏の略歴を載せさせていただいております。経歴の中段になりますが、現職として社会福祉法人宇美町社会福祉協議会の会長をされているところでございます。

ページをおめくりください。2ページでございます。上段には、地方税法の抜粋を示させていただいております。中段には、現在の固定資産評価審査委員の3名の方のお名前を載せさせていただいております。本日、御同意いただけますと、安河内毅氏の任期につきましては、令和2年10月1日から令和5年9月30日までの3年間の任期となるものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御同意いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、採決に入ります。この採決は、起立によって行います。

同意第16号 宇美町固定資産評価審査委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。

したがって、同意第16号は原案のとおり同意することに決定されました。

日程第2. 承認第4号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第2、承認第4号 宇美町自治功労表彰候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。佐伯総務課長。

○総務課長（佐伯剛美君） 失礼いたします。承認第4号でございます。宇美町自治功労表彰候補者の推薦についてでございます。

宇美町自治功労表彰候補者として次の者を推薦します。氏名は久野信子氏。住所、生年月日につきましては、記載のとおりでございます。提案の理由でございますが、久野信子氏を宇美町自治功労表彰候補者として推薦することについて、宇美町表彰規則第4条第1項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

ページをおめくりください。1ページでございますが、1ページに宇美町表彰規則の抜粋をつけさせていただいております。第4条に自治功労者表彰として、第1項の各号につきまして、それぞれの任期が記載されているわけでございますが、同氏につきましては第4号に該当するものでございまして、別表第1に掲げる役職員を20年以上勤務されたというところでございます。中段に別表第1をつけておりますのが、役職名の右下にございますが、学校医、学校歯科医、学校薬剤師ということで、同氏はこの学校薬剤師を20年以上の勤務をされたというものでございます。

ページをおめくりください。2ページでございますが、同氏の公職名簿をつけさせていただいております。ちょっと縦横で見にくうございますが、申し訳ございません。同氏は学校薬剤師としまして、昭和61年の4月1日から本年令和2年3月31日まで、34年の長きにわたり学校薬剤師として在職されたというものでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので採決に入ります。この採決は起立によって行います。

承認第4号 宇美町自治功労表彰候補者の推薦について、これに承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。

したがって、承認第4号は承認することに決定されました。

日程第3. 諮問第1号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第3、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。飯西社会教育課長。

○社会教育課長（飯西美咲君） おはようございます。社会教育課です。よろしくお願ひいたします。諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について。人権擁護委員の候補者に次の者を推薦する。令和2年9月3日提出。宇美町長木原忠。氏名、岩下美津子。住所、生年月日は、記載のとおりでございます。提案理由でございますが、岩下美津子氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

次の1ページをお願いいたします。参考資料1としまして、岩下美津子氏の略歴を添付しております。次の2ページをお願いいたします。参考資料2としまして、人権擁護委員法の抜粋及び人権擁護委員名簿を記載しております。今回、岩下美津子氏においては、人権擁護委員名簿の一番上に記載しております河野壽氏の後任の候補者として推薦するものです。なお、河野氏の任期は、令和1年12月31日までとなっておりますが、人権擁護委員法第9条に基づき、任期終了後も後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行うことから現在も引き続き人権擁護委員を担当していただいております。

以上で、説明を終わります。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので採決に入ります。この採決は起立によって行います。

これから諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。本案について、人権擁護委員候補者として適任という意見を付することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。

したがって、諮問第1号は人権擁護委員候補者として適任という意見を付することに決定いたしました。

日程第4. 議案第46号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第4、議案第46号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢野管財課長。

○管財課長（矢野量久君） 失礼いたします。議案第46号について、御説明申し上げます。

工事請負契約締結についての議決内容の一部変更について。令和元年12月6日付け議案第44号をもって議決されました庁舎外壁屋上防水改修工事の工事請負契約締結に係る議決内容の一部を次のように改めるものでございます。2、請負契約額中1億7,923万5,100円を1億8,857万9,600円に改めるものとなります。提案理由といたしましては、庁舎外壁屋上防水改修工事を施行中のところ、外壁改修工事、附帯工事の増工、防水工事、解体撤去工事の減工などに伴いまして、工事請負契約の内容の一部を変更する必要があるため、宇美町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

恐れ入ります。別紙の参考資料、変更説明図の2ページをお開きください。本工事の対象となる役場庁舎の敷地内平面図を添付いたしております。位置につきましては、図中の中央部が役場庁舎本館及び西館。図中右手が南館となります。主な変更点としましては、5点となります。図中の上段にその概要を示してございます。一つ目、1、防水工事では、既存防水状況を考慮し、施工数量の見直しを行ったものでありまして、平成27年度に実施しました庁舎の耐震補強工事によりまして、部分的に防水改修を行った箇所などを除外することで減額となるものでございます。

2、外壁改修工事では、外壁改修の施工数量変更によるもので、今回の変更の主たるものとなります。変更の要因といたしましては、現庁舎の外壁塗装材に石綿——通称アスベストですね——が含有していたことが挙げられます。この石綿アスベストは、外壁の外側に位置する塗装材に含有していたものではございませんで、塗装材とその下地のコンクリートの間に塗られていた下塗り調整材という材料に含有していたものです。

今回の改修では、この下塗り調整材まで除去する必要がございました。このことによりまして、当初の設計時点では躯体となる下地のコンクリートの劣化状況は、下塗り調整材の除去、取り除きを行わないと明確ではない状況となっております。これは、下塗り調整材に石綿アスベストが含有している場合、ほかの現場、どの現場でも生じてしまう状況でございます。そこで、当初設計ではひび割れ補修を中心に、1階部分は近接での調査、そして2階以上は遠景、目視での調査を行いまして、1階部の改修度合いを勘案した上で、設計数量を計上していたところでございます。

今回、外部足場の設置後、石綿アスベストの除去を終え、近接調査を行いまして、改修に必要な種別に見直しを行ったものでございます。その内訳といたしましては、2の1で、ひび割れ補修延長が401.3メートルから245.3メートル減少しまして、156メートルに。モルタル浮き補修が20.0平方メートルから677.6平方メートル増加しまして、697.6平方メートルに。2の2、欠損処理・露筋処理が82か所から1,922か所増加しまして、2,004か所に。2の3、塗膜浮き処理が629平方メートルから327平方メートル減少しまして、

302平方メートルに。2の4、外壁下地調整材の仕様変更といたしまして、3,178.0平方メートルのうち2,430.0平方メートルを仕様変更としたものでございます。これらを合計しまして増額となるものであります。

次に、図中右手のほうですが、3、解体撤去工事でございます。こちらにつきましては、撤去範囲の見直しによるものでして、防災無線鋼管柱、内部側ガラスのシーリング、エレベーター棟のエキスパンションジョイントカバーなどの撤去を中止したもので減額となるものでございます。次に4、附帯工事では、各種老朽化の改修などによるものでございます。4の1では、本館窓口屋上のトップライトカバー下地の増設、4の2、多目的ホール外部ひさし2か所の腐食劣化による改修。4の3、議場バルコニー面台の老朽化と雨漏りによる改修。4の4、敷地東側門扉及び老朽化したフェンスの撤去などを行ったもので、これらを合計し増額となるものでございます。最後に5、その他といたしましては、各種施工数量などによる清算でございまして、減額となるものでございます。

恐れ入ります、1枚戻りまして、別紙参考資料1ページをお願いいたします。議案第46号の概要でございます。1、変更の概要。請負契約額中1億7,923万5,100円を1億8,857万9,600円に改め、934万4,500円、割合にしまして5.21%の増額となるものであります。内訳といたしましては、1、防水工事が133万1,000円の減額。2、外壁改修工事では、1,100万3,000円の増額。3、解体撤去工事では、211万の減額。4、附帯工事では、240万6,000円の増額。5、その他では、62万3,500円の減額となります。

以上で説明は終わりますが、御審議いただき御議決いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第46号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第47号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第5、議案第47号 宇美町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。八島住民課長。

○住民課長（八島勝行君） 失礼いたします。議案第47号について御説明いたします。

議案第47号 宇美町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について。上記の議案を別紙のとおり提出いたします。提案理由につきましては、重度障がい者医療費の支給に関する条例準則の改正に伴い、所要の規定を整備する必要がある。これが、この条例案を提出する理由でございます。

お手元の議案の1ページ、2ページが改正条例の本文、3ページから7ページが新旧対照表となっております。まず、この条例の改正につきましては、主に条例中の障害という文言の害の文字の漢字表記を平仮名のがいに字句を改めるものでございます。改正の内容につきましては、3ページ以降の新旧対照表を使って御説明いたします。3ページをお開きください。表の右側が現行で、左側が改正案でございます。まず、1行目の条例の題名でございますが、題名中の重度障害者の文言の害の字句を平仮名のがいに改めます。

以下、同様に条文中の害の字句40か所を平仮名のがいに改めるものでございます。なお、改正案の第2条第1項第1号の2行目の中に知的障害者福祉法と、害の文字が漢字のままとなっている箇所がございます。法令や制度等の名称、施設、法人等の固有名詞などにつきましては、当該法令等や固有名詞の変更がなされておられませんので、漢字表記のままとしております。

続きまして、このページの下の方、第2条第1項第4号でございますが、下から3行目のアンダーラインの箇所でございますが、平成7年9月12日健医発1133号という通知番号の第の文言が欠落しておりましたので、この文字を加えております。

次に、資料の7ページをお開きください。第13条第1項の上から5行目と6行目、及び第2項の2行目の改正につきましては、引用しております法令の改正等による条ずれに合わせて改正をしております。条例本文の改正内容につきましては、以上でございます。

資料の2ページをお開きください。改正条例の附則でございますが、まず附則の第1項について、施行日、施行期日についての記述でございますが、この条例につきましては、公布の日から施行することとしております。次に、第2項の規定につきましては、この条例を引用する関係条例を改めるものでございます。対象となる条例は、宇美町行政手続きにおける特定の個人を識別

するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例でございます。

当該条例の別表第1及び別表第2中の害の字句を平仮名のがいに改めるものでございます。なお、この条例の施行に伴いまして、施行規則に定めております医療証や各種申請書等の様式を改める必要がございますが、これらの様式の改正につきましては、令和3年4月1日以降に使用する分について適用する予定としております。

以上で御説明を終わりますが、御審議の上、御議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第47号 宇美町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第48号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第6、議案第48号 宇美町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。八島住民課長。

○住民課長（八島勝行君） 失礼いたします。議案第48号について御説明いたします。

議案第48号 宇美町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について。上記の議案を別紙のとおり提出いたします。提案理由につきましては、子どもの健康保持と子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、通院に係る子ども医療費の支給対象年齢を拡大することについて、所要の規定を整備する必要がある。これが、この条例案を提出する理由でございます。お手元の議案の1ページが条例改正文、2ページから3ページが新旧対照表、4ページが参考資料となっております。改正の内容につきましては、4ページの参考資料を使って御説明いたします。

4ページをお開きください。まず（1）の改正の目的でございますが、これは冒頭にも申し上げ

げましたが、子どもの健康保持と子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、通院に係る子ども医療費の支給対象年齢を拡大することを目的としたものでございます。次に、改正の概要でございますが、子ども医療費の年齢区分ごとに、自己負担額の1医療機関ごとの上限額の一覧表をつけております。色がついたところ、表の一番下の中学生の通院について改正しておりますが、これまで制度の対象外であったものを所得制限を設けずに、月の自己負担の上限を1,600円までとするものでございます。

次に本条例の施行日、改正の時期でございますが、令和3年4月1日に施行することとしております。また、この改正に併せまして、先ほど議案第47号で御議決いただきました宇美町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の改正を受けまして、本条例中の重度障害者の表現の害の字句を漢字表記から平仮名表記に改める改正等を併せて行っております。

以上で、御説明を終わりますが、御審議の上、御議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

5番、入江議員。

○5番（入江政行君） この中学生の通院に対して月1,600円の支給をするという、改正条例案が本日提出されました。これは一歩前進と見ていいだろうと、喜ばしいことだろうと思っています。あるところから話を聞きましたら、宇美町の木原町長がこれに全力を尽くされたということを知り及んでおります。私は、以前も申し上げましたように、中学卒業までの入院、通院、全てに係る医療費を無償化にしてほしいという疑問をしたことがあります。

そこで、ちょっと今福岡県下でどういう状況になっているかということ調べました。福岡県下60の市町村がございます。この中で中学までの入院、通院医療費無償化という自治体が16自治体あります。また入院だけの、これは16の自治体も含めて、入院も無料にしている自治体が25自治体あります。これを踏まえて、当町も中学卒業まで義務教育の中でやはり医療費の無料、無償化ができないものかと思っていますので、できるかどうかというお答えをいただければと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 八島住民課長。

○住民課長（八島勝行君） 今、入江議員がおっしゃられた件につきましては、以前、質問でいただいたときに回答させていただいておりますが、中学生までの全額無償とすることになりますと、大体年間で二千数百万円ほど町の負担が増えるということがございます。今回、中学生まで通院の医療費を負担するというふうに改定いたしておりますが、これにつきましては県のほうでも来年の4月から中学生の通院までを県費の補助の対象とするということで、財源の裏づけもある中で検討を進めさせてもらっております。

議員がおっしゃるように、中学生までの無償となりますと、当然、県の補助の対象には今のと

ころなっておりませんので、単費で補助をするということになります。これにつきましては町の財政状況とそういったものを考え合わせながら、糟屋地区の他の市町との協議も踏まえて検討を進めていきたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） 私の考えの中で、こういった社会福祉を充実することによって、住みたい町、宇美町ということをやれば、自然と税収のほうも必然的に上がってくると思うんです。やはりこういったことを社会福祉を充実した、整った町にすることが今後の宇美町の発展にもつながると思っております。回答は要りませんが、よろしく申し上げます。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第48号 宇美町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第49号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第7、議案第49号 宇美町町民農園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。工藤環境農林課長。

○環境農林課長（工藤正人君） 失礼します。議案第49号について御説明をさせていただきます。

議案第49号 宇美町町民農園条例の一部を改正する条例について。上記の議案を別紙のとおり提出する。提案理由でございますが、農園用地の所有者への返還によります第1農園の閉園に伴いまして、所要の規定を整備する必要があるということで、これが、この条例案を提出する理由であります。この返還の理由につきましては、開発行為に基づくものでございます。

次のページ、1ページをお願いいたします。改正条例の本文でございますが、附則にありますように、この条例につきましては、公布の日から施行することといたしております。

次の2ページをお願いいたします。縦横になって申し訳ございませんが、よろしくお願ひします。こちらが新旧対照表になっております。左側が改正案、右側が現行というところでございまして、現行のほうでございしますが、名称及び位置、第2条、農園の名称及び位置は、次に掲げるとおりとする。というところで、第1号、第1農園、宇美町光正寺一丁目4444番地1。第2号が第2農園、第3号が第3農園ということで規定をしておりました。改正案のほうを見ただけですと、先ほどの理由で第1農園のほうが開園いたしますので、これを削ります。したがって、第1号が第2農園、第2号が第3農園として、1号ずつ繰り上げを行うものでございます。

なお、農園の区画数について若干お話をいたしますと、第1農園につきましては27区画。第2農園が24区画、第3農園が28区画ございまして、合計79区画で運用をしておったところでございますが、第1農園のこの27区画がなくなりますので、今年度以降は第2農園、第3農園の合計の52区画で運用しておるところでございます。

次のページ、3ページをお願いいたします。こちらに参考で農園の位置図を添付させていただいております。このページの右上のほうが第1農園ということで一応つけておりますけども、この場所につきましては平成地区から粕屋南郵便局のほうに向かっていく町道、これを往来路橋を渡ってすぐ右手にある農地、こちらが第1農園でございました。それから第2農園、第3農園につきましては、この位置図の中央辺りで位置を示しておりますけれども、宇美小学校の裏門を出てすぐのところになりまして、高速道路との間になりまして、二つの農園が隣接をしておるところでございます。今後はこの第2、第3、2か所の農園での運用ということになってまいります。

以上で説明を終わります。御審議の上、可決いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 開発に伴う閉園というのは、私は致し方ないと思っています。ただ、今まで一つと3園で町民農園をやってこられました。一つ減ることによって、かなり今まで利用していた方も利用できなくなるというような状況も生まれますし、町民農園を望んでいる、拡大を望んでいる町民というのはかなり多いんじゃないかなと推測しています。お尋ねしますが、そういった町民のニーズを調査したことはありますか。どうでしょう。

○議長（古賀ひろ子君） 工藤課長。

○環境農林課長（工藤正人君） ニーズの調査というのはしたことはございません。ただし、毎年空き区画が出てきますので、広報、ホームページ等で募集は行っておりますので、全くその農園をやってみたいなという人に情報がいかないということはないかなというふうに思っています。あくまでも募集することによって、ニーズがあればその方々は募集をしてこられる

というふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） そこで、場所的にも本当の宇美、本当の宇美小学校の裏と光正寺と、やっぱり集中しているんです、そこに。私は荒廃農地が増えてきたり——宇美町は今荒廃農地はないという前提でしょうけれども、作り手がなくなる、高齢者で作り手がなくなったり、そういった中で空き農地っていうのはまだまだ町内にたくさんあると思っています。この辺は致し方ないんですけれども、そういった空き農地の所有者と協議を行って、ぜひ町民農園として開放してくださいと、そういった交渉をぜひ進めていってほしいなと思っています。

特にコロナ禍で、なかなか家にずーっと閉じこもっている。精神衛生上にも非常に悪いと思っています。町民農園を広く開放して、新たな町民農園を設置して、場所も分散して、あるいは駐車場も確保しながら、そういった運営をぜひ目指していただいて、町民の健康づくり、そういったことにももっと目を向けて、拡大の方向性で検討していただけたらなど。ただ単に減らすというんじゃなくて、そういったことをぜひやっていただきたいと思っていますが、お考えはいかがですか。

○議長（古賀ひろ子君） 工藤課長。

○環境農林課長（工藤正人君） ちょっとこれは過去からのことをお話させていただきますと、町民農園自体は昭和53年から始めております。もともとこの53年に開始したときには、全部で五つの農園がありました。五つの農園で区画にすると120区画ぐらいで運用しておりました。場所的には、当初はこの辻荒木の第2、第3農園はございませんで、これ以外で五つの農園を開設していました。

第1農園はそのまま元のとおり、いままでどおりこの下宇美のところ。第2、第3辺りは炭焼地区、第4、第5は障子岳地区で、今で言えば宇美東地区のほうで運用しておりましたが、それがやはり減っていったのは転用ですね、開発行為によって減っていきまして、途中で農園が二つになりましたので、その後、途中で今残っています第2、第3農園をプラスして四つで運営していたところ、第4農園というところがなくなって、第3農園でここ数年は運用をしておったところでございます。

まさにその今、外に出て畑仕事をすることで、町民の皆さんが元気になり、長生きしていただくとかいうようなところにもつながりますので、当然、この町民農園を使っただく人が増えれば非常に喜ばしいことだと思っておりますけれども、ただ開設するにあたって、また幾つかの条件がございます。当然ながら、山に近いほうとかになってくると、人が集まりにくいというのがございますので、ある程度、住宅地に近いところではないとというふうな条件もありますし、一

番困っているのは、やはり駐車場の問題です。

今残っています第2、第3農園につきましても、やはり周りに駐車するスペースがなく、路上駐車が非常に多いということと、特にここは周辺の道路が、幅員が狭いというところで、結構周辺から苦情が入ることがあります。私も4月からこの課長になりましたけれども、直接その道路に車が止めてあって、せつかく町の道路なのに、草刈りをしてやろうと思ったのに草刈りができないというような苦情をもう既に受けたりもしております。

そういうのもございまして、あくまでも、その場所が結構人が集まりやすかったり、駐車するスペースが何とか確保できたりとか、そういう条件がそろえば、当然ながら広げていくということもありますし、またうちのほうが自己保全管理をしている農地の場所も管理はしていっていますので、そういう条件が合うところがあれば、うちのほうから率先してということもあるんでしょうけれども、今のところそういうところは休耕農地の中では見当たらないというところがございますので、もしそれに合致するところが、ここは駐車場として使えるよ、水も近くにあるよというようなところがあり、条件が合致するようなところがあれば、当然ながらそこは町民の皆様方のために広げていくという可能性もあるのではないかとこのふうには考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 心強い言葉をいただきまして、ぜひこれは積極的に取り組んでいただくと。やはり荒廃農地というか、荒れた田んぼをつくらない、これは環境面でも非常に有益だと思っています。積極的な取組を期待しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第49号 宇美町町民農園条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第50号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第8、議案第50号 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（太田一男君） それでは、議案第50号 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、御説明申し上げます。

上記の議案を別紙のとおり提出する。令和2年9月3日。宇美町長木原忠。提案理由でございますが、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定を整備する必要があります。これが、この条例案を提出する理由でございます。今回、子ども・子育て支援法の一部改正となりますので、関係する三つの条例を一つの議案として整理条例として上程させていただきます。また、議案書につきましては両面にて印刷としておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1ページをお願いいたします。一部改正文でございます。関係する三つの条例のうち、一つ目の条例でございます。上から3行目からになります。宇美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正文でございます。この文が第1条となりまして、ページをめくっていただきまして、9ページの下から12行目までがこの1条となります。

次に、二つ目の条例でございますが、その下9ページの下から11行目になります。宇美町保育の必要性の認定に関する条例の一部改正文でございます。この文が第2条となります。その下が三つ目の条例でございます。宇美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部改正文でございます。この文が第3条となりまして、次の10ページまでとなります。10ページの最後の2行が附則でございます。

続きまして11ページをお願いいたします。新旧対照表をつけておりますので、表を横に見ていただきたいと思っております。表の右側が現行、左側が改正案でございます。まず、11ページ、一つ目の条例となります。宇美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の新旧対照表でございます。この部分が第1条関係でございます。この条例の新旧対照表がページをめくっていただきまして、40ページまでとなっております。

次に、41ページをお願いいたします。41ページの上の表が二つ目の条例で、宇美町保育の必要性の認定に関する条例の新旧対照表第2条関係でございます。同じく41ページの下の方が三つ目の条例で、宇美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の新旧対照表第3条関係でございます。この分が次の43ページまでとなります。

それでは、45ページをお願いいたします。参考資料として、改正概要をつけておりますので、そちらにより具体的な説明をさせていただきたいと思っております。初めに、第1条関係、宇美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、1点目に、子ども子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う用語の整理を行うもので、支給認定を教育・保育給付認定に改めるものでございます。

2点目の、子どものための教育・保育給付の利用者負担額の無償化等では、(1)3歳児以上、またゼロから2歳児については非課税世帯のみ、教育認定については満3歳以上の利用者負担額を無償とするものでございます。(2)利用者負担額の無償化により保育料に含まれていた副食費について、無償化実施後は実費徴収として保護者負担となるため、副食費の規定を改正するものでございます。

その下の表を御覧ください。左が改正前、保育料、副食費を含み、市町村民税に対して各御家庭より御負担をさせていただいておりました。こちらを、真ん中の表になりますが、まず保育料と副食費に分けさせていただきまして、(1)に対する無償化のところを、保育料を無償という形で定めさせていただきます。(2)の部分に関しましては、真ん中の表の下段の副食費の部分を、保護者負担、実費徴収という形になりまして、保護者負担をさせていただく分の規定を定めるものでございます。

(3)これまで保育料が無償化されている世帯については、無償化後の副食費も無償とする必要がございますので、副食費の徴収免除について新たに規定をするものでございます。なお、副食費徴収免除対象者につきましては、①年収が360万円未満相当世帯のお子様、②所得階層に関わらず、第3子以降のお子様を対象となるものでございます。

下の表を御覧ください。左側の副食費という大きな枠を上段と下段に分けさせていただいて、(2)で規定させていただいた実費徴収として保護者に御負担をいただく部分と、今回、(3)で御説明しております副食費徴収免除対象者①と②に該当される方の徴収免除について規定をするものでございます。これが第1条関係の条例の主な改正点となります。

続いて46ページをお願いいたします。第2条関係、宇美町保育の必要性の認定に関する条例の一部改正及び第3条関係、宇美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部改正につきましては、どちらも子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う用語の整理を行うもので、支給認定を教育・保育給付認定に改めるものでございます。最後に、この条例の施行期日につきましては、第1条関係、第2条関係、第3条関係全て公布の日から施行するものでございます。

今回の条例改正に関しましては、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、関係する条例におきましては所要の規定を整備する必要がございます。本来であれば法律

の施行までに条例の整備を行うこととなっておりますが、令和元年度10月1日からの幼児教育保育の無償化に伴います町の条例整備につきましては、内閣府令における従うべき基準となりますことから、法の改正後、1年間は法律で定めた内容を条例で定めたものと見なすということで、経過措置が設けられております。よって、令和2年9月30日までの条例整備となっておりますので、今回、9月定例議会での上程とさせていただいたものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、御議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

5番、入江議員。

○5番（入江政行君） 保育料の無償化に伴い、利用者負担がなくなりました。しかし、もともと保育料というのは副食費も含まれていたんです。それをその無償化に伴って分けられた。子育て支援法にそうされているんでしょうけども、これはやはり保育料の一部と考えて、その支援法ができるんだったら、町でその副食費についての補助ができないものかと考えているんです。いろいろ対象者がありますよね、年収360万未満の方とか、第3子じゃなくて、全利用者に、副食費ってこれはおやつ代だと思んですけども、これを町が負担すると、補助するということができないのかどうか、お聞きしたいんですけど。

○議長（古賀ひろ子君） 太田課長。

○こどもみらい課長（太田一男君） 御質問の副食費の無償化、完全無償化というところだろうと思いますけども、これにつきましては現在、保育園等で入園を待たれているお子さんとか、お家でお子さんを見られてある御家庭というのがございます。自宅保育をされている方につきましては、食事は自分たちでもってあるというところがございますので、公平性を考えますと、副食費の無償化というのはちょっと難しいのかなと私は考えておるところでございます。そういった方と比べて、不公平が生じることがないように、当町におきましては現在のところ国の方針にのっとりた形で、先ほど申しました年収360万未満相当世帯とか、第3子以降のお子様に対する減免措置を国の方針にのっとり実施してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） 仮に、例えば全利用者に副食費を負担するとすると、町としてどのくらいの予算がかかるのか、その辺は答えられますか。

○議長（古賀ひろ子君） 太田課長。

○こどもみらい課長（太田一男君） 仮に、当町で副食費の完全無償化を実施した場合は、年間約2,000万程度の負担になると試算しております。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第50号 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第51号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第9、議案第51号 宇美町町民憲章審議会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。佐伯総務課長。

○総務課長（佐伯剛美君） 失礼いたします。議案第51号 宇美町町民憲章審議会条例の一部を改正する条例についてでございます。提案の理由でございます。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度における宇美町町民憲章審議会の会議を中止したことに伴い、所要の規定を整備する必要がございます。

1ページをおめくりください。1ページ目には、当該条例の改正案の文をつけております。これには、附則の第3項中に令和2年12月31日を令和4年3月31日に改めるものというものでございます。

ページをおめくりください。2ページには新旧対照表をつけておりますが、すいません、縦横で見にくうございますが、右側に現行条例、左側に改正案をつけております。先ほど申し上げたとおり、新しい改正案の中では、この条例は、令和4年3月31日に限り、その効力を失うというものに改めるものでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第51号 宇美町町民憲章審議会条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

ただいまから、11時10分まで休憩に入ります。

10時54分休憩

.....

11時10分再開

○議長（古賀ひろ子君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第10. 議案第52号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第10、議案第52号 令和2年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。八島住民課長。

○住民課長（八島勝行君） 失礼いたします。議案第52号について御説明いたします。

議案第52号 令和2年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。

令和2年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ2,688万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億3,658万1,000円とするものでございます。

本補正予算につきましては、平成31年度の決算による繰越額の確定に伴う補正のほか、令和2年度の国民健康保険税の税率改定に伴う一般被保険者国民健康保険税の補正及び人事異動に伴う人件費の補正が主なものでございます。

それでは、歳出のほうから御説明いたします。補正予算書の16ページ、17ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費673万9,000円の増額は、令和2年度の人事異動に伴う人件費の補正が主なもので、18節備品購入費は、国民健康保険管理システム専用のプリンターを購入するものでございます。

2目国民健康保険団体連合会負担金2万1,000円の増額は、負担金の額の確定に伴い補正するものでございます。

下段の2款保険給付費2目退職被保険者等療養給付費10万円の増額は、年度末を見通して補正するものでございます。これにつきましては全額が補助されるもので、歳入の県支出金に同額を増額補正しております。

18ページ、19ページをお開きください。

8款諸支出金の6目特定健康診査等負担金償還金38万4,000円の増額は、31年度の特定健康診査等負担金の精算に伴う返還金を計上するものでございます。

中段の9款繰上充用金は、平成31年度決算が黒字決算となったことにより、繰上充用金の予算が不用となったためとなったため、全額を減額するものでございます。

歳出の最後でございますが、11款基金積立金の1目国民健康保険財政調整積立基金積立金6,587万3,000円は、歳入歳出予算の収支の調整を基金で行うため、本年度の黒字額と同額を計上するものでございます。

続きまして、歳入の御説明をいたします。12ページ、13ページをお開きください。

1款国民健康保険税は、令和2年度の国保税改定後の税率及び31年度の収納率を基に、調定の見込額を算定し、当初予算との差額を補正するものでございます。

1節の医療給付費分現年課税分は7,593万7,000円の増額。

2節の後期高齢者支援金分現年課税分は1,030万円の減額。

3節介護納付金分現年課税分は601万5,000円の減額となっております。

次の4款県支出金の1目保険給付費等交付金は、歳出の退職被保険者等療養給付費の増額に合わせて10万円を増額するものでございます。

次の6款繰越金の1目前年度繰越金1億1,637万1,000円の増額は、31年度決算の繰越額を計上いたしております。

7款諸収入の10目歳入欠かん補填収入2億297万6,000円の減額は、前年度決算の確定及び今年度の収支見込みにより全額を減額するものでございます。

本補正予算の結果、令和2年度の形式収支は6,587万3,000円の黒字となるものでございます。

最後になりますが、補正予算書の20ページ、21ページに給与費明細書をおつけしております。

以上で御説明を終わりますが、御審議の上、御議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。歳入歳出を一括審査いたしたいと思いますが御異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。

質疑のある方はページ数をお示しの上、質疑をお願いします。1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 幾つかありますが、まず19ページに積立金、上がっています。

6,587万3,000円。近年なかったことじゃないかなと思っていますが、将来的にこの運用の見通しというのを説明していただけませんか。どのように運用していこうと思っているのか、お願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 八島課長。

○住民課長（八島勝行君） 昨年度、後日決算の説明をさせていただきますが、16年ぶりに黒字決算となっております。

それで、今年度に繰越しをしておるわけですが、現時点においては6,587万3,000円の黒字ということで、この額を基金のほうに積み立てる方向で予算化しておりますが、少なくとも今年度におきましては、現時点ではまだ予算化できておりませんが、昨年度の県からの普通交付金の交付超過の分が約7,000万円ほどございます。これにつきましては、その額の確定後に予算化して歳出予算のほうに計上いたしますので、今想定する中でも現時点で約1,000万円ほどの赤字が見込まれているところでございます。

ただ、平成30年度に国保制度の大幅な改正がございまして、当町の国保財政につきましてはだんだん赤字が減ってきております。昨年度、税率改定の御議決をいただきましたので、今年度は税率が上がっておりますが、こういったことを踏まえて、もしも税收、収支が黒字となった場合には、先の将来的にさらに税額を上げないかんというようにときに備えて基金として持つておくということは考えております。

ただ、今年に限って言いますと、コロナの影響もありまして皆さんの収入もへっているという状況もございますので、現時点でこのように黒字が続いていくかどうかについては何とも言えない状況であると思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 分かりました。あと、4月から6月ぐらいですか、自粛期間でかなり病院の受診される方が減っているんじゃないかなと思っています。

具体的に、月平均どのぐらい受診が減ったのか。医療費がどのぐらいその期間減ったのか。また、現状、自粛期間終わって、通院されている方々の現状はどういうふうに把握してありますか。分かる範囲で結構ですのでお願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 八島課長。

○住民課長（八島勝行君） コロナの影響で、3月以降自粛ということで、皆様が外出を控えられている期間がございました。

緊急事態宣言の期間中におきましては、医療機関への受診も皆さん控えられてあったようで、各月10%程度、医療費の額が減っているような状況でございます。

ただ、緊急事態宣言の終結後、徐々に病院のほうの受診率も戻ってきているようで、現状では昨年並みのような状況となっているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 今、受診の状況は平年並みに戻っていると。懸念していたのが、受診を控えなきゃいけないとか、病院に行きたくないという心理が働いて、その方々が例えば重症化してしまったり、必要な医療を受けずに放置するっていうんじゃないんでしょうけれども、そのような状況が発生したのではないかなという懸念がありました。

そうなると、逆に医療費がどさっとかかってしまうような状況にもなりかねないということをご心配していたんですけども、そういった方々、ちゃんと受診してくださいねとか、周知とかそういうことはされていますか。どうでしょう。

○議長（古賀ひろ子君） 八島課長。

○住民課長（八島勝行君） 今のところ、特段の周知活動は行っておりません。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） ぜひ、そういった重症化を防ぐような対策というのも、今後必要になってくるかと思います。ぜひ、検討していただけたらと思っています。

あと、20、21ページに、職員が1人増員されたということで記載してあります。非常に喜ばしいなど。職務、激務がちよっと軽減されたんじゃないかなということでもうれしく思っているんですけども、ただ、まだ時間外で140万計上するなど、まだまだ人的に足りているっていうまで行っていないんじゃないかと私、懸念しているんです。

もし、職員の方が疲労で倒れられたりしたら、それこそ回らなくなってしまうなどということ、非常に懸念しているんですけども、どうでしょう。課長の口からなかなか言えないと思うんですけど、正直なところ、言っていただけたらなど。これで足りているんですか。どうでしょう。

○議長（古賀ひろ子君） 八島課長。

○住民課長（八島勝行君） 今、ちよっと人件費の関係、御質問ありました。

先ほどの病院の受診控えがどうかということの御質問に対してPRをしているかということで、今のところ特段の活動は行っていないというふうに発言させていただきましたが、健康福祉課長のほうからちよっと今、助言いただきまして、保健師のほうが基礎疾患のある方については訪問の際に適切な助言を行っているということで、重症化を未然に防ぐための活動は行ってあるとい

うことを聞きましたので御報告させていただきます。

それから、今の人件費の関係でございますが、今回補正予算で140万、時間外手当を増額させてもらっておりますが、まず当初予算の段階で昨年度の決算額よりも少ない予算で計上させてもらっていたことがまず1点と、それから春先からのコロナ禍の影響で職員のほうの時間外もちよっとやっぱり増えたということがありまして、年度末を見通したときにちょっと今の状況じゃ立たないということもありまして、大きな金額を補正させてもらっております。

また、今年はそのコロナ禍の影響もあって特に仕事が増えておりますが、平成30年度に制度改革がございまして、国保財政の安定化は図られておりますが、それに伴って職員の仕事の種類もかなり増えていると、そういった状況もあって時間外が増えている状況もあるということだけ申し上げておきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第52号 令和2年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第53号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第11、議案第53号 令和2年度宇美町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。中西財政課長。

○財政課長（中西敏光君） それでは、議案第53号 令和2年度宇美町一般会計補正予算（第4号）の説明をさせていただきます。

予算書1ページをお開き願います。

令和2年度宇美町一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出それぞれ3億2,526万2,000円を追加し、予算総額を165億8,352万3,000円とするものです。

また、第2条で繰越明許費の設定、第3条で債務負担行為の補正、第4条で地方債の補正を提案するものです。

本補正予算は、新型コロナウイルス感染症に伴う環境対策事業や防災対策事業、環境整備事業などを増額補正し、その一方で各事務事業の見直しによる減額補正などを行っております。

なお、各款における人件費の補正及び各施設の警備業務、清掃業務、設備保守業務など長期継続契約による契約差金等の減額につきましては、説明を割愛させていただきますことを御了承ください。

それでは、歳出から説明させていただきますが、令和2年9月議会議案資料綴を配付しておりますので、補正予算の事業内容を記載しております。御参照をお願いいたします。

それでは、予算書28、29ページをお開きください。

1款議会費1項議会費1目議会費、中段の議会運営経費の講師謝礼金、その下の常任委員会視察旅費等は、新型コロナウイルス関連に伴う事務事業の見直しにより、合計で164万7,000円の減額補正をしています。

30、31ページをお願いいたします。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、中段の人事秘書関係経費、合計で67万7,000円。その下の福利厚生・職員研修費、合計で68万3,000円の減額も、事務事業見直しによる減額補正等計上をしております。

次の一番下、各種委員会費、32、33ページ上段の町民憲章審議会委員報酬20万5,000円の減額。費用弁償4万1,000円の減額は、令和2年度における審議会の会議を中止したための減額補正です。

庁内共回事務関係経費、贈呈記念品4万4,000円、消耗品費2,000円、筆耕翻訳料9,000円の増額は、自治功労者表彰者に対する経費を計上しています。

2目文書広報費広報広聴事業費、印刷製本費37万5,000円の減額は、町広報誌印刷製本費の不用額を整理するものです。

5目財産管理費、一番下の庁内共回事務備品管理費、34、35ページ。庁用器具費は不用となり、65万2,000円の減額です。

公有財産管理費、コロナウイルス関連工事材料費3万6,000円の増額。

JR宇美駅前広場管理修繕料5万円は、駅前広場トイレ等の修繕費の増額です。

7目電子計算費、情報システム管理費、電算システム改修業務委託料337万7,000円の減額は、宇美町地域イントラネットと各学校内ネットワークの境界を制御する機器の更新について、GIGAスクール構想に基づくネットワーク整備において一体的に実施することとしたため減額。

次の情報システム共同化事業費、電算システム改修業務委託料の増額のうち単独分は、宇美町、志免町、須恵町自治体クラウドサービスにおける基幹業務システムについて、法改正等に対応するため関係システムの改修費として333万9,000円の増額。補助分も同じく、法改正に伴い宇美町、志免町、須恵町自治体クラウドサービスにおける基幹業務システムについて、デジタル手続法関係システムの改修費として315万2,000円の増額で、補助対象経費に対し、国からの10分の10の補助率となっております。

8目自治振興費、地域コミュニティ支援事業費、自治会公民館等整備費補助金は、緊急対応が必要な修繕が発生したため、50万5,000円の増額補正をしています。

9目生涯学習推進費、生涯学習推進関係経費、ふみの里まなびの森フェスタの中止によりその経費合計2万2,000円を減額補正しています。

10目交通安全対策費、交通安全対策事業費、36、37ページ、上段の交通安全街頭キャンペーン中止による謝礼金7万2,000円の減額補正です。

14目基金費、財政調整基金費2億6,817万2,000円の増額は、現在、財政調整基金を4億3,230万7,000円を取り崩しているため、本補正予算における歳入超過額等を本基金に積み立てるものです。

森林環境譲与税基金積立金183万3,000円の減額補正は、後ほど6款農林水産業費2項林業費2目林業振興費で計上しています林地台帳整備業務委託料183万3,000円の増額に伴い、基金積立金を同額減額するものです。

17目町制施行記念事業費、100周年事業推進事業費は、新型コロナウイルス感染症の影響による事業の見直しにより予算を整理する一方、10月20日の町制施行100周年事業経費などを計上しています。講師謝礼金15万円の増額は、宇美町100周年ソング完成披露謝礼金、国歌独唱謝礼金として増額補正。10月20日実施しますバースデーイベントへのアンバサダー招待旅費30万円の増額。好評により木のスプーン、マンホールカード追加経費として消耗品費94万円の増額。副読本「わたしたちの宇美」町制施行100周年記念号増刷分として、印刷製本費565万2,000円の増額補正。

38、39ページ。町制施行100周年を記念した広告を新聞やフリーペーパーに掲載する広告料327万5,000円の増額。委託料では、アビスパ福岡宇美町応援イベント運営業務委託料69万7,000円。スペシャルウィーク事業運営業務委託料286万円。広報PR業務委託料111万7,000円。記録誌作製業務委託料123万8,000円。100周年事業印刷物等イラスト製作業務委託料220万円。マンホール鉄蓋設置工事請負費70万8,000円等を増額補正する一方で、前後しますが、宇美キッズパーク運営業務委託料110万円、町道愛称看板設置工事請負費182万2,000円。宇美南中学校体育館照明更新工事請負費308万円。町

民提案自主事業交付金213万円等を減額補正をしております。

19目緊急経済対策費6,500万円の財源更正は、4月補正第2号で計上しました小規模事業者応援給付金給付事業費の財源として、財政調整基金8,738万円を取り崩しておりましたので、今回地方創生臨時交付金より6,500万円の財源更正をしております。

40、41ページ。21目施設環境対策費、庁舎内感染防止対策事業費は、新型コロナウイルス感染拡大を防止するとともに、新しい生活様式等への対応を図る観点から予算計上をしております。委託料589万8,000円の増額は、マイナンバーカードの交付端末を1台追加するため、総合端末導入業務委託料7万5,000円の増額。他者との接触機会を最低限に抑え、感染リスクを軽減するためオンラインシステム等を導入する契約入札関連システム整備業務委託料582万3,000円を増額。マイナンバーカード交付窓口環境整備工事費として、庁舎改修工事請負費67万6,000円の増額。マイナンバー交付端末1台購入費として機械器具費49万5,000円の増額をしております。

次の地域交流センター感染防止対策事業費、排煙窓改修工事請負費286万円の増額は、地域交流センター、図書館等の利用に際し、感染防止対策を講じて運用を行う必要があるため計上をしております。

各事業等につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたします。

42、43ページをお願いいたします。

3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費、中段の戸籍住民基本台帳管理費では、特別定額給付金やマイナンバーポイント予約などをきっかけにマイナンバーカードの交付申請が急増しており、今後も円滑にカード交付を実施するため、会計年度任用職員の人件費等を計上し、下のほうになりますが、コンビニ交付発行委託手数料5万7,000円、次のコンビニ交付導入業務委託料660万円、コンビニ交付用VPN導入業務委託料110万円の増額は、コンビニ交付実証事業の実施に伴い、既存住基システム等の改修及び連携サーバー構築に係る費用を計上しております。

なお、これら経費につきましては、補助基準額の10分の10の補助率となっております。

44、45ページ中段の5項統計調査費、2目指定統計費、国勢調査関係経費、統計調査員の人数が確定し、増員となったことにより統計調査員報酬17万3,000円の増額。新型コロナウイルス感染防止のため、本調査においてできるだけ対面しない方法に変更したため、通信運搬費計13万8,000円を増額しております。調査区地図・調査区要図作成業務委託料29万1,000円の減額。実地調査業務委託料19万8,000円の減額は、契約確定による減額補正です。

次の工業統計調査関係経費、統計調査員報酬13万5,000円の減額は、新型コロナウイルス感染防止のため、調査方法を変更したための減額です。

46、47ページ、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、中段の社会福祉関係経費、総合福祉計画策定業務委託料55万円の減額は、契約確定による減額補正です。

4目障害者福祉費、障害児施設給付事業費、放課後等デイサービス利用者負担金補助金は、新型コロナウイルス感染防止のため学校が臨時休業したことにより、利用者の増加した負担料及び代替サービス利用に係る負担料を補助するため、58万3,000円を計上しています。なお、この経費は県の4分の3の補助となっています。

障害者地域生活支援給付事業費、手話奉仕員養成研修業務委託料100万円の減額は、新型コロナウイルス感染症予防により、事業を中止したことによる減額補正です。

重度障害者医療支援経費、印刷製本費5万5,000円の増額は、宇美町重度障害者医療費の支給に関する条例改正に伴い、医療証の差し替えのため計上をしております。

48、49ページをお願いいたします。

6目高齢者福祉施設費、老人福祉センター運営経費、インターネット回線移設工事請負費4万4,000円の減額は、契約が確定による減額です。

7目介護保険事業費、包括的支援事業費、成年後見報酬助成金35万円の増額は、助成の見込額を上回ったため増額補正です。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費、50、51ページをお願いします。右上段の子ども医療支援経費、印刷製本費10万6,000円。通信運搬費21万9,000円の増額は、宇美町子ども医療費の支給に関する条例改正に伴い、医療証の印刷及び医療証郵送のため計上をしています。

5目保育園費、町立保育園運営経費、中段下の町立保育園で新型コロナウイルス感染症が発生した場合に備え、業務委託料200万円の増額。保育備品購入費は、コロナ対策備品購入費として町立保育園1施設当たり50万円、計150万円と保育備品見送りによる29万1,000円を相殺し、120万9,000円を増額補正しています。なお、この事業は県補助金100%事業です。

特定教育・保育施設運営経費、保育環境改善事業費補助金650万円。

次の特定地域型保育事業費、52、53ページ、保育環境改善事業費補助金400万円の増額は、先ほどと同じくコロナ対策消耗品、保育備品等の購入費用として、町内保育施設1施設当たり50万円の補助金を交付するもので、県補助金100%事業です。

下段の8目青少年健全育成費、青少年健全育成事業費、粕屋警察署少年補導員活動補助金3万5,000円の増額は、1名増員されたことによる増額です。

54、55ページをお願いします。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費、中段の母子衛生事業費、通信運搬費6万7,000円の増額は、新型コロナウイルスの影響による乳幼児健診延期等の通知増により、郵便料を増額。母子アプリサービス利用料8万2,000円の減額は、執行額確定による減額です。養育医療給付費207万4,000円の増額は、未熟児養育医療給付件数の増加により、当初見込みより支払いが増加しているため計上しており、国から2分の1、県から4分の1の負担となっています。

保健衛生事業費、うみハピネストレーニングルーム機器消毒用品購入のため、消耗品費2万8,000円の増額。託児業務委託料19万9,000円の減額は、契約確定による減額。基本健康診査業務委託料215万4,000円の減額は、新型コロナウイルスの影響により実施できないため、うみっ子健診保健指導委託料122万1,000円、うみっ子健診委託料93万3,000円の減額です。

新しい生活様式における運動推進業務委託料89万8,000円の増額は、新しい生活様式に対応した健康づくり冊子を作成し、広く普及啓発を行うものです。この事業は地方創生臨時交付金を活用します。

56、57ページ、上段の糟屋デンタルフェア負担金は、新型コロナウイルスの影響により開催中止となり6万3,000円の減額です。

3目予防費、印刷製本費2万7,000円の増額は、定期予防接種の対象疾病にロタウイルス感染症が令和2年10月1日から追加されたことにより、予診票の印刷が必要となったため増額するものです。

2項清掃費2目美化推進費、美化推進事業費、町内環境監視パトロール業務委託料15万8,000円の減額は、契約確定による減額です。

3目塵芥処理費、ごみ処理事業費、ごみ袋等製作業務委託料490万円の減額は、契約完了により予算残額の整理を行ったものです。

58、59ページ、最終処分場運営経費、消耗品費36万6,000円の増額は、最終処分場の覆土の値上がりによる増額。地下水、浸出水水質測定業務委託料30万4,000円、不燃残渣種類組成等調査業務委託料5万5,000円は契約完了による減額です。

60、61ページをお願いします。

6款農林水産業費1項農業費、中段の5目農地費、農業基盤保全事業費、修繕料540万円の増額は、上角堰、宮井手堰、梅ノ木2号堰護岸修繕及び緊急対応分の枠出しとして計上しています。農業土木工事請負費480万円の増額は、桐ヶ坂上池隣接地の宅地造成により、第三者の立ち入り防止措置を講じる必要があるため、フェンス設置工事を行うもので、この事業は福岡県農村環境整備事業、補助率50%を活用し実施するものです。工事材料費10万円の増額は、小規

模災害等の対応のため枠出し計上しています。

2 項林業費 2 目林業振興費、森林機能保全事業費、62、63 ページ、林地台帳整備業務委託料 183 万 3,000 円の増額は、当初予算で 124 万 3,000 円を計上していましたが、令和 3 年度から森林環境譲与税を活用した森林整備を実施するため、町有林及び私有林のリスト作成、森林施業情報等を整備及び固定資産地図情報システムと連動させる内容の見直しに必要な増額補正をするものです。

林道維持管理費、修繕料 50 万円、工事材料費 10 万円の増額は、緊急修繕や小規模災害等のため枠出し計上しています。

64、65 ページをお願いいたします。

7 款商工費 1 項商工費、中段の 2 目商工業振興費、商工業活性化事業費、宇美町商工業育成助成金 14 万 9,000 円の減額は助成金の確定による減額。宇美町プレミアム付き商品券発行事業補助金 300 万円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大に関する緊急経済対策事業に統合して実施することとなったため、全額減額としています。

3 目観光費、観光促進事業費、合計で 59 万円の減額はコロナウイルスの影響により事業中止等による減額です。

66、67 ページ、8 款土木費、中段の 2 項道路橋りょう費、1 目道路橋りょう総務費、68、69 ページをお願いします。上段の 2 目道路橋りょう維持費、道路橋りょう維持管理費、境界復元業務委託料 50 万円の減額は事業見直しによる減額。測量設計業務委託料補助 700 万円の減額は、当初予算で町道若草団地 2 号線測量設計業務を計上していましたが、道路補修事業交付金がつかなかったことによる減額。

道路維持補修工事請負費 130 万円の増額は、町道上戸樋～障子岳線道路舗装緊急修繕工事のため増額。

道路改良工事請負費（単独）は、事業見直しにより 80 万円の減額。

道路改良工事請負費（補助）5,500 万円の減額は、町道井野～吉原線、町道柳原～大名坂線舗装修繕 3 期工事についても、防災・安全社会資本整備交付金がつかなかったことによる減額です。

5 項都市計画費、下段の 3 目街路事業費、都市計画街路整備事業費、志免宇美線道路建設促進期成会負担金 30 万円の減額は、令和 2 年度総会において本年度の負担金を徴収しないことと決定されたことによる減額です。

70、71 ページ、5 目公園費、公園管理・整備事業費、会計年度任用職員報酬 136 万 1,000 円。費用弁償 6 万 3,000 円。燃料費 4 万 5,000 円の減額は、コロナウイルスの影響により今年度一本松公園のバンガローの貸出しを中止したことによる減額です。

工事監理業務委託料200万円の増額は、一本松公園猫石側トイレ改修工事の実施に伴い、工事監理業務委託料の増額です。

6目緑化推進費、花づくり事業費、消耗品費57万7,000円、自動車借上料11万9,000円の減額は、コロナウイルスの影響による減額です。

6項住宅費1目住宅管理費、72、73ページ、町営住宅維持管理費、修繕料100万円の増額は、町営住宅の緊急修繕料が不足する見込みのため、枠出し計上をしています。

2目住宅建設費、町営住宅建設事業費、町営住宅建設工事請負費（補助）759万6,000円の増額は、昭和町町営住宅公園整備に伴う実施設計業務が完了し、公園整備工事を行うため増額補正をしており、国の交付率は3分の2となっています。

74、75ページをお願いします。

9款消防費1項消防費2目非常備消防費、消防団活動支援事業費は、新型コロナウイルスの影響により本年度の町消防団ポンプ操法大会を中止したため、大会経費合計228万5,000円を減額しています。

次の糟屋地区消防ポンプ操法大会出場経費も中止となったため、合計402万9,000円を減額しています。

4目防災対策費、防災対策事業費、消耗品費578万3,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、避難所に必要な感染症対策用品の購入費。

設計業務委託料330万円の増額は、感染症対策用資機材の収納倉庫の改修に伴う設計業務委託料として計上。

防災気象情報システム管理業務委託料357万5,000円の増額は、システムの防災メールサービスが今年度末で終了するため、新たな多重発信システム構築に必要な経費として計上しています。

備蓄倉庫整備工事請負費（補助）は、感染症対策用資機材に収納する倉庫の改修工事費として2,605万7,000円を計上しています。

機械器具費2,203万円は、避難所用発電機・蓄電池、検温用ハンディーマーカーカメラなどの購入費を計上。

76、77ページ、防災備品費89万1,000円は、避難所用簡易テント、パレットなどの購入のため増額しています。

なお、防災気象情報システム管理業務委託料以外の事業については、地方創生臨時交付金を活用いたします。

78、79ページをお願いします。

10款教育費1項教育総務費、下段の3目教育支援事業費、学校教育推進事業費、ICT支援

員派遣業務委託料770万円の増額は、ICT学習環境の構築を行うアドバイザーとして配置し、学習におけるICT機器の活用や授業作成支援等を行うため計上しています。

教材備品購入費330万円の増額は、インターネット環境のない家庭等に対して、Wi-Fiルーターの貸与を行い、遠隔・オンラインの学習の推進を図るため、Wi-Fiルーター購入費を計上しています。

これらの事業も、地方創生臨時交付金を活用いたします。

80、81ページ、中段の2項小学校費、学校管理費、宇美小学校管理費、学校整備工事請負費253万円の減、宇美東小学校管理費、草刈業務委託料29万1,000円減、原田小学校管理費、草刈業務委託料6万7,000円減、学校整備工事請負費21万2,000円減、井野小学校管理費、草刈業務委託料16万3,000円の減は、事業見直しによる減額です。

学校管理関係経費、82、83ページ、情報機器構築手数料2,373万1,000円の減額は、情報機器端末購入契約の中で、構築手数料も含め契約ができたため減額するものです。

学校整備工事請負費3,928万7,000円の増額は、普通教室の天吊り型テレビ及び各小学校における放送設備をデジタル放送に対応した機器に更新し、遠隔による学校集会や授業等に活用するため計上しています。

保健衛生備品購入費27万5,000円の増額は、コロナウイルス感染対策として、各小学校の保健室に空気清浄機を配備するため計上しています。

教材備品購入費41万3,000円の増額は、家庭での学習課題を映像で配信したり、教職員の研修等を遠隔で実施するためウェブカメラの購入費。

情報機器購入費247万5,000円の増額は、学校や家庭での切れ目ない学習環境を提供するため、教員用の端末等の追加購入費として計上しています。

なお、学校整備工事請負費、教材備品購入費、情報機器購入費は、地方創生臨時交付金を活用し、保健衛生備品購入費は指定寄附金を活用させていただきます。

3項中学校費1目学校管理費、宇美東中学校管理費、学校整備工事請負費274万4,000円の減額は、事務事業見直しによる減額です。宇美南中学校管理費、修繕料110万円の増額は、校舎及び体育館の雨漏り等修繕のため増額です。

学校管理関係経費、84、85ページ、情報機器構築手数料1,135万6,000円の減額は、小学校費と同様に情報機器端末購入契約の中で構築手数料も含め契約ができたため減額するものです。

以下、小学校費と同様で、学校整備工事請負費1,844万7,000円の増額は、普通教室の天吊り型テレビ及び各中学校における放送設備をデジタル放送に更新するもの。

保健衛生備品購入費16万5,000円の増額は、各中学校の保健室に配置する空気清浄機の

購入。

教材備品購入費 24万8,000円の増額は、家庭での学習環境を映像で配信したり、教職員の研修等を遠隔で実施するためのウェブカメラの購入費。

情報機器購入費 238万5,000円の増額は、学校や家庭での切れ目のない学習環境を提供するため、教員用の端末等の追加購入費として計上しています。

なお、学校整備工事請負費、教材備品購入費、情報機器購入費は地方創生臨時交付金を活用し、保健衛生備品購入費は指定寄附金を活用させていただきます。

6項社会教育費1目社会教育総務費、86、87ページをお願いします。社会教育関係経費合計78万6,000円。3目人権教育費、人権教育事業費合計59万7,000円。4目公民館費、中央公民館事業費1万4,000円の減額は、コロナウイルスの影響による事業中止による減額です。

88、89ページ、一番下の9目歴史民俗資料館費、90ページ、91ページをお願いします。事業見直しにより、歴史民俗資料館整備工事請負費269万3,000円の減額です。

7項保健体育費1目保健体育総務費、下のほう、保健体育関係経費、宇美町スポーツ振興審議会委員謝礼金4万5,000円。実費弁償1万3,000円の増額は、審議会委員増員による増額です。

2目体育施設費、少し飛びまして92、93、一番下の体育施設関係経費、94、95ページをお願いします。修繕料150万円の増額は、社会体育施設高圧設備等の修繕対応の枠出し計上です。

社会教育施設等窓口業務委託料523万2,000円の減額は、契約差金による減額です。

96、97ページをお願いします。

11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費、農林業施設単独災害復旧費、（現年）農林業施設単独災害復旧費、災害復旧応急工事請負費188万円の増額は、7月豪雨により被災した上角堰取付護岸復旧工事費、林道大城線路肩復旧工事を計上しています。

2項公共土木施設等災害復旧費1目公共土木施設等単独災害復旧費、（現年）公共土木施設等災害復旧費100万円の増額は、7月の豪雨の影響による道路の陥没等緊急工事を実施したため、枠出しで計上をしています。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

16、17ページをお願いいたします。

8款地方特例交付金1項地方特例交付金1目地方特例交付金では、交付額の確定により減収補填特例交付金を752万5,000円増額しています。

9款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税は、交付額の決定により普通交付税を3,119万

9,000円減額しています。

11款分担金及び負担金2項負担金4目衛生費負担金、未熟児養育医療給付費個人負担金23万2,000円は、母子衛生事業費で計上しています養育医療給付における個人負担金を増額しています。

12款使用料及び手数料1項使用料5目土木使用料、バンガロー使用料19万5,000円の減額は、今年度一本松公園のバンガローの貸出しを中止したため減額。

6目教育使用料、学校教育施設使用料、社会教育施設使用料、社会体育施設使用料は、4月、5月に施設を臨時休館したことにより減額しています。

18、19ページ、13款国庫支出金1項国庫負担金3目衛生費国庫負担金、未熟児養育医療費等負担金92万1,000円の増額は、母子衛生事業費で計上しています養育医療給付に対する国の負担金で、負担率は2分の1となっています。

2項国庫補助金1目土木費国庫補助金、地域住宅計画に基づく事業交付金506万3,000円の増額は、昭和町町営住宅公園整備工事に対する交付金で、国の交付率3分の2となっています。

道路補修事業交付金3,100万円の減額は、道路橋りょう維持管理費で計上しています測量設計業務委託料補助及び道路改良工事請負費補助に対し、国の交付金がつかなかったことによる減額です。

橋りょう補修事業交付金7,205万円の減額は、その下の道路メンテナンス事業費補助金が今年度に創設されたことにより組み替えるものです。

2目総務費国庫補助金、総務省分補助金250万8,000円の増額は、情報システム共同化事業費で計上していますデジタル手続法関係システム改修業務委託料に対する国からの補助金で、補助対象経費に対し国からの10分の10の補助率となっています。

個人番号カード関連事務費補助金100万2,000円の増額は、戸籍住民基本台帳管理費で計上しています会計年度任用職員の人件費等に対する国からの補助金で、10分の10の補助率となっています。

20、21ページをお願いします。

地方創生臨時交付金1億7,308万1,000円の増額は、本補正予算に計上しています交付金対象額分を計上しています。

14款県支出金1項県負担金3目衛生費県負担金、養育医療費負担金46万円の増額は、母子衛生事業費で計上しています養育医療給付に対する県の負担金で、負担率は4分の1となっています。

2項県補助金3目民生費県補助金、放課後等デイサービス支援等事業補助金43万7,000円の増額は、障害児施設給付事業費で計上しています放課後デイサービス利用者負担費補助金に対

する県からの補助金で、補助率4分の3となっています。

次の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金1,400万円の増額は、町立保育園運営経費、特定教育・保育施設運営経費、特定地域型保育事業費でそれぞれ計上しています。新型コロナウイルス感染症対策を目的とした経費に対する県からの補助金で、10分の10の補助率となっています。

農村環境整備事業費補助金237万6,000円の増額は、農業基盤保全事業費で計上しています。桐ヶ坂上池フェンス設置工事に対する県からの補助金で、50%の補助率となっています。

22、23ページをお願いいたします。

16款寄附金1項寄附金1目一般寄附金は25万円。

2目指定寄附金では、小学校費寄附金25万5,000円、中学校費15万3,000円を計上しています。

17款繰入金2項基金繰入金6目町制施行100周年記念事業基金繰入金は、歳出で御説明いたしました新型コロナウイルスの影響による事業見直しにより、繰入額1,135万4,000円を増額するものです。

18款繰越金1項繰越金1目繰越金は、平成31年度決算額の確定により、前年度繰越金を1億8,850万6,000円増額しています。

19款諸収入7項雑入8目雑入の職員研修助成金の39万8,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症により各研修会中止により減額するものです。

24、25ページをお願いします。

コンビニ交付実証事業補助金770万円の増額は、戸籍住民基本台帳管理費で計上しています。コンビニ交付導入委託料及びコンビニ交付用VPN導入業務委託料に対する10分の10の補助金ですが、国の委託事業者からの収入となるため、戸籍住民基本台帳雑入で計上をしております。

20款町債1項町債1目土木債、道路補修事業2,790万円の減額は、国の交付金がつかなくなったため事業を見送ったことによる減額。昭和町町営住宅建替事業250万円の増額は、昭和町町営住宅公園整備によるものです。

11目臨時財政対策債は、発行可能額の確定により16万1,000円の減額を行っております。

次に、6ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費は2件で、1件目は2款総務費1項総務管理費、事業名が広報広聴事業費町制施行100周年記念宇美町町勢要覧印刷製本業務で、金額を484万円と定めるもの。

2件目は、同じく2款総務費1項総務管理費、事業名が広報広聴事業費、宇美町町民憲章制定支援業務で、金額を295万9,000と定めるものです。

右側7ページ第3表、債務負担行為補正では、「広報うみ」印刷製本業務、期間令和2年度から令和7年度まで、限度額3,401万円を追加するものです。

次の8ページをお願いします。

第4表地方債補正、1、変更は3件で、限度額を変更するものです。

1件目は、公共事業等債の限度額1億4,100万円を1億1,310万円、2件目は公営住宅建設事業債の限度額5,960万円を6,210万円、3件目は臨時財政対策債の限度額3億6,980万円を3億6,963万9,000円に変更することについて提案するものです。

最後になりますが、予算書の最後98、99ページに、今回の補正に係る給与費明細書を掲載しております。御参照いただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。御審議の上、可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古賀ひろ子君） ただいまから13時まで休憩に入ります。

12時07分休憩

.....

13時00分再開

○議長（古賀ひろ子君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。歳入と歳出に区別の上、歳出は適宜こちらのほうで指示いたし、歳入一括、最後に総括質疑という順序で審査を行いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。

質疑のある方はページ数をお示しの上、質疑をお願いします。

それでは、歳出、1款議会費から2款総務費まで、28ページから45ページまで、質疑のある方はどうぞ。1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） まず33ページです。広報広聴事業費、印刷製本費で37万5,000円減額されています。この説明をお願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯総務課長。

○総務課長（佐伯剛美君） 失礼いたします。広報印刷製本の業務に係る減額37万5,000円です。これに関しましては、4月、5月、6月の広報に入るはずであった印刷製本費関係になります。社協だより、それと上下水道のチラシ、それと町誌の関係等々でございしますが、いずれにしてもコロナの関係で実際出せなくなった分の減額を整理、ここでしたものでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 私は、10月に今度発行する100周年特集という冊子、出しますよね、

広報で。12ページぐらいで出すそうです。その安くなった減額分かなと思ったんですが、ちょっとその辺り教えてもらえないですか。増刷した特集号、その辺りの概要を教えてください。お願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長（佐伯剛美君） 当初、今回の補正予算で、今丸山議員のほうから御質問があっている内容の部分の補正予算を織り込む予定でございましたが、査定の中でこれはやはり100周年事業のほうで支出するべきだろうと、100周年のほうでその分の予算を組ませていただいております。

おっしゃるとおり、12ページオールカラーで出すと。もともとこれらに関しましては、町制施行100周年事業の例えば式典であったりとか、また町誌であったりとか、そういう来客に配るものとかそういったものの準備の中で行うものであったんですが、御存じのとおり式典は縮小、町誌に関しても10月20日にはとても間に合う状況ではないと、こういったところから12ページの簡素版ではありますが、フルカラーで全ての住民の方にこれまでの宇美町の100年の歴史を伝えるべく、特大号という形で、10月号の別冊として12ページのフルカラーの広報を出そうというところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） じゃあ次、41ページです。入札関連システム整備業務委託料についてお尋ねしたいと思っておりますが、これについて、いい取組じゃないかなと思っております。

ただ、入札のところで私が常日頃から懸念していることがあります。落札額の高止まりというのを非常に懸念しております。できたら、この入札額がもうちょっと低くなってくると財政にもいい影響が出てくるんじゃないかと思っておりますが、このシステム、導入することによってそういった高止まりの抑制効果というのは期待できるのでしょうか。そういったところまで期待してこのシステム導入になっているかどうか教えてください。お願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 矢野管財課長。

○管財課長（矢野量久君） お答えいたします。この新しい生活様式における契約入札関連システム整備事業、こちらにつきましては議案の資料綴の2ページのほうに詳細を記載させていただいております。こちらの資料を御覧いただきながらとは思いますが、まずこのシステム自体は契約入札関連システムとしまして、内訳としては契約管理システム、そして競争参加、資格審査、申請受付システム並びに電子入札システムと、この3つの柱がございます。

議員の御指摘でございます電子入札システム、こちらにおきましては、これまで電子入札でない、現状の入札スタイルとしましては、通常庁舎のほうに来庁していただいて入札会というもの

を実施しております。その際、どうしても一堂に指名した業者さん同士が顔を合わすというような状況でございます。しかし、この電子入札システムを利用することによりまして、基本的には顔を合わすことがない電子入札ということになります。

したがって、どなたが参加しているか分からない状況ということを経験すると、一定の高止まりと申しますか、競争性が働いていくんじゃないかなろうかというふうにご期待しているところがございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） ぜひ、そういった効果が併せて発揮できれば、いい感じに運用できるんじゃないかなと期待しておりますので、ぜひよろしくをお願いします。

続いて43ページです。委託料です。コンビニ交付導入業務委託料、組まれております。これ、資料の3ページにも載っています。

これで、今回は住民票の写しとあと印鑑登録証明、これがコンビニでも取得できる。しかも、その整備の費用は全部国庫で出されると、宇美町にとっては本当にありがたいなと思っておりますが、これ導入することによって年間何枚ぐらい、これ難しかったら、普通役場で発行している印鑑証明とかあるいは住民票、何割ぐらいがコンビニで発行できると予想されておりますか。回答していただけますか。

○議長（古賀ひろ子君） 八島住民課長。

○住民課長（八島勝行君） 今回導入させていただきますコンビニ交付のサービスでは、印鑑証明書と住民票の写し、この2種類だけではございますが住民課の所管する証明書の発行総数の中の約7割をこの2種類の証明書だけで占めております。

以前、宇美町のほうで自動交付機を導入していた頃、最終年度の頃は全体の証明書の発行数の約3割程度を自動交付で発行しておいた時期がございます。そういったことを考えますと、証明書の種類は当時とは変わりませんので、窓口の証明書の発行数の3割から4割、その程度がコンビニのほうに移ればなというふうな期待をしているところがございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） それに関連して、ぜひこれ導入した後、次のステップというのがあると思います。例えば戸籍関係とかです。あるいは税務関係の書類。そういったものもコンビニで発行できれば、窓口負担というのはかなり軽減されるんじゃないかなと、職員の負担も、先ほどからも何回も言っていますが職員の負担をなるべく減らしていく。住民課は特に苦しんでおられるような気がしますので、ぜひそういったふうにステップアップしていただければと思いますが、その辺の導入費用というのはどのぐらい見越しているのか。あるいは、もっと言いますと今後そういったところに広めていただきたいと思っておりますけど、幾らぐらいかかるのか。また、どう

いう証明書をコンビニで発行できるように今後構築していこうと思うのか。分かる範囲で結構ですから回答ください。

○議長（古賀ひろ子君） 八島課長。

○住民課長（八島勝行君） 今回、コンビニ交付のシステムを導入するにあたりましては、総務省のほうの実証事業ということに参加させてもらって導入を行っております。

今回、その実証事業の中では印鑑証明書と住民票だけに限定して事業をやるということでございましたので、この2種類としております。

ただ、この国が構築するシステムを利用させていただくというふうになっていきますので、今後新しく証明書を追加するにあたって同じ仕組みの延長線上で考えていく必要があると思っておりますが、今のところ国のほうでも将来的には他の証明書にも種類を増やしていくという考えはあるということ聞いておりますが、現時点で何と何を増やすとか具体的な話はまだいただいておりませんので、その辺で、今言われたような税証明とか戸籍証明、そういったところでの事業の展開がなされたときに、町の状況等考え合わせながら種類を増やすということを検討していきたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） それに関連して、今回マイナンバーとひもづけされているというのがちょっと肝になっているんじゃないかなと思います。

やはり、マイナンバーにひもづけすると個人情報の漏えいとか、その辺の対策は万全なんでしょうか。回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 八島課長。

○住民課長（八島勝行君） 今回、この新しく導入しますコンビニ交付でございますが、そもそもコンビニ交付の仕組みというのが、全国的に見てマイナンバーカードかまたは住民基本台帳カード、このいずれかを持っていないと利用することができないという仕組みでございます。その住民基本台帳カードにつきましては、もう新たな発行が終わっておりますので、今後数年内に使用はできなくなってくるということで、コンビニ交付を利用するとなると必ず個人番号カード、マイナンバーカードが必要というふうになってまいります。

マイナンバーカードにつきましては、以前の住民基本台帳ネットワークの導入のときに、個人情報の一元管理であるとか、情報の漏えい、全国的に非常に懸念されていた時期がありましたが、そういった個人情報に対する不安を払拭するために非常に複雑な仕組みを用いて作られております。ですから、カードを使ってコンビニの証明書を利用するにあたって、それにひもづいた個人の情報がその情報の中に流れるわけじゃなくて、証明書の発行に必要な符号の部分、それだけが流れるということになっておりますので、コンビニ交付のサービスを利用することでイコール

個人情報漏えいにつながるということはないというふうに考えております。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 続いて45ページです。国勢調査の関係経費が若干補正されておりますが、心配しているんです。今回、コロナ禍で調査員さんが自宅を訪問できないとか、あるいは電話で督促したり郵送での提出とか、逆にそういった非常に手間がかかるんじゃないかなと、今までみたいに調査員さんに全部お任せしておけば全部回収できる。こんな感じに行かないんじゃないかなと私、予想していますが、まず国勢調査の人員がきちんと配置されているのか。どういう人員体制でやっていこうとするのか。まず、そこを教えてください。お願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 丸田まちづくり課長。

○まちづくり課長（丸田宏幸君） 人員、当然まちづくり課職員、専任が2名、その他私ども課長、課長補佐それから係長がおりますので、職員ということで行きますと5人。ただ、これに対して全課体制でやっていくということにしていますので、まちづくり課職員10名というようなことになってまいろうかと思いますが、それ以外に調査員それから指導員というところまでちょっとお伝えをしておきますけれども、指導員につきましては25名、調査員につきましては167名ということで事業にあたるということにしております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） まちづくり課10人でやっていくと。10人ががっつり入るとするのはなかなか難しいと思いますけれども、やはりさっきも言ったようにコロナ禍でやるというのが今までの経験上、あまりないということがございますので、ぜひ担当者任せにならずに、課、一致団結してこれを乗り切っていただきたいなというふうに思っています。ぜひ、しっかりやっていただけたらなと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。

次に、3款民生費から4款衛生費まで。46ページから59ページまで、質疑のある方はどうぞ。丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 資料で行ったらいいかな、すいません、保育園です。資料で行くと5ページになります。保育園の消毒業務委託料200万円。それとスポットエアコン等で150万円。この2点について質問したいと思いますけれども、まず消毒業務ですけれども、これ感染者が発生したら消毒を委託すると、この感じだと見受けられるんですけれども、交付金を使うということで発生しなかった場合、この200万円使わなくなりますよね。そうした場合、この200万

円補助から入れようとしてる中で、使わなかったら返さないかんぢやなかろうかと懸念しております。その辺の対策というか、やり方、説明していただけますか。まず、そこをお願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 太田こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（太田一男君） 消毒業務委託料200万です。発生しなかった場合につきましては、ちょっと年度のぎりぎりまで待ちまして、もし発生しないということであれば消耗品または備品等を購入するほうに……すいません、失礼いたします。——消耗品もしくは備品を購入するような形で予算の組替えを行いまして執行させていただきたいと考えております。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） あとこのスポットエアコンです。これ、私も1回買ったことあるんです。前面からは冷たい空気来るんですが、後ろから熱風が吹き出すというやつじゃないかなと思っているんですけれども、実際に部屋に置いておいたら逆に室温が上がってしまうようなこともあるんで、その辺どうなっていますか。対策等できていますか。

○議長（古賀ひろ子君） 太田課長。

○こどもみらい課長（太田一男君） スポットエアコンにつきましては、排気がかなりの熱風が出るということで、これにつきましてはダクトを設置しまして、排気については外に出すということで考えております。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。

次に、6款農林水産業費から9款消防費まで、60ページから77ページまで、質疑のある方はどうぞ。丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 69ページです。道路橋りょう維持管理費でお尋ねしたいと思います。

これ、補助がつかなかった、もうゼロ回答ということで、予定していた道路の改修ができなくなった。それで予算を落とされるということでしょうが、賢明な判断じゃないかなというふうに思っています。補助もつかんののに、無理やり道路工事することもないかなと。

ただ、スポット的にかかなり傷んでいる箇所があるんじゃないかなと懸念しています。例えば、交差点付近のわだち割れであったり、路面の亀甲状——亀の甲羅状にひび割れがぱっと入っているような箇所があったりと、そういったスポット的に改修しないと道路の安全が守れないような箇所がないかな、大丈夫かなと。その辺の対策はどうなっていますか。回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 安川都市整備課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 失礼します。道路の補修事業に関しましては、交付金を活用して実施するように予定をしておりましたが、今年度ゼロ、昨年度ももう2%ということ。来年はど

うかということは、もう来年はさらに見込めないというような、そういうふうを考えております。

ですから、議員言われますように今度は手法を変えて、悪くなった部分だけをスポット的に補修するというようなやり方をちょっと検討しているところです。ですから、その補助的な分については起債を起こすとか、やり方をちょっと考えて実施する方向で検討しているところがございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） ぜひ、いろいろ方策はあると思いますので、ただやっぱり、今年あたりこの柳原～大名坂線とか井野～吉原線です、予定したところでもう全部補助をカットされて、全くやらないということで考えていいですか。部分的に今年どこかやるとか、そのお考えはないですか。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 今年度に限っては、今のところ予算もございませんのでスポット的には考えておりません。

しかしながら、大雨とかで急に陥没したとかいうことになれば、当然補修するような形にはなりません。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにはありませんか。丸山議員。

○1番（丸山康夫君） じゃあ次、資料の10ページ、町営住宅建設事業費です。これ759万円補正が組まれております。

昭和町の町営住宅の解体後に公園整備を行う。1億超えの公園は久しぶりじゃないかなと思っておりますけれども、この公園、どういうふうなコンセプトでやられますか。もしかしたら1億超えの工事じゃないのかな。幾らの工事か、その概要からまず説明してください。

○議長（古賀ひろ子君） 矢野管財課長。

○管財課長（矢野量久君） 失礼いたします。資料のほうで行きますと10ページ上段のところとなります。町営住宅建設工事請負費（補助）というところで、事業概要といたしましては、昭和町町営住宅公園整備工事。費用といたしましては、今回の補正予算計上額としましては759万6,000円という規模でございます。

内容につきましては、既存、もともと昭和町の町営住宅周辺に既に公園がございました。その公園の範囲を今回、同じ規模で公園整備を行うということになります。面積にしまして、およそ900平米の公園です。内容といたしましては、管理、引継ぎをしていただきます都市整備課と協議を実施し、並びに地元自治会とも計画の段階で一部協議をいたしまして、基本的にはもう周辺には子どもたちがちょっと少ないというような話もございまして、公園と言いましても遊具関

係は設置を予定しておりません。

主な内容としましては、公園の外周を囲うような形でメッシュフェンス、こちらが123メートル並びにベンチを2か所設置し、あとはその公園内の整地、真砂土で整地を行う。そのような公園という形になります。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 私もあの辺はよく歩き回っているんで、子どもがすくないかと、子ども対象の公園じゃないだろうなどは予想していましたが、高齢の方々が集ってグラウンドゴルフができたりとか、そういうイメージでよろしいですか。

あと、そこに高齢者の方がそこに集うとなると、木陰であったり例えばパーゴラであったり、ベンチだけじゃなくてそういったのはお考えになっていないのでしょうか。どうでしょう。高齢者に優しい公園とかというコンセプトはないんですか。

○議長（古賀ひろ子君） 矢野課長。

○管財課長（矢野量久君） 議員のお話のとおり、高齢の方が多いということで、実際には地元ではグラウンドゴルフを実施できればいいなというような声も上がっております。

ただ、その公園規模、面積からしても、グラウンドゴルフの正式な大きさ、そこまでには至るような状況ではありません。多分、練習する程度の公園じゃなかろうかというふうに思います。

それともう1点が休憩所。当初、屋根をつけるなり、ベンチの上にそういったものを設けるといふ点も当初検討はしておりました。しかし、現地にたまたまではございますが、2本ほど大きな大木がございまして、その大木自体は除去する予定はございません。その大木の下にベンチを置くことによって一定の日陰にもなるし、それはそれでいいなというような地元との理解も得られておりますので、今回につきましてはパーゴラもしくはあずまや等の設置は行う予定ではございません。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。8番、黒川議員。

○8番（黒川 悟君） 資料綴の11ページ真ん中にありますが、防災気象情報システムの管理業務委託費についてお尋ねします。

この防災メールサービスが、今年末で急遽終了するという事なんですけど、何か理由があるんでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 藤木危機管理課長。

○危機管理課長（藤木義和君） 危機管理課のほうからお答えをいたします。

防災気象、宇美町の防災メールでございましてけれども、この防災メールを委託しておりました一般財団法人日本気象協会、こちらがメール配信をしておったんですけれども、この日本気象協会が委託しております九州電力のネット会社のほうが2019年の11月に大規模停電を起こし

まして、260社ほどがシステム障害と通信障害を起こしたという事故がっております。そこが、この防災メールを送っておったところなんですけども、その復旧をやっておったんですけども、復旧できそうにない。今、どうにかごまかし、ごまかし運用をやっているような状況なんですけど、今後続けていくことが困難ということをお気象協会のほうが当課のほうに言っていましたものから、この防災気象メールというのは、住民さんにとっても当然必要なメールであろうというふうに思っておりますので、今回、システム構築を新たに別の業者と行うということが必要になりました。

2021年度に当初予算で計上したかったんですけども、やはり現システムから新しいシステム、3月31日で終わりますので、そのシステム構築をして、なおかつそのシステムの引継ぎ、中身の引継ぎ等もございますので、今回予算計上をさせていただいて、防災メールを継続するというを考えております。

ちなみに、この防災メールを利用しておりましたのが、福岡市それから大野城市が利用しております。近隣自治体では4自治体ぐらいしかこの独自の防災メールは持っておりませんので、福岡市、大野城市辺りも継続で委託先を探すということを考えておりますので、今後この検討をしながらよりよい委託先というのを探していきたい。今、現在でももう2社といろいろ協議を進めておりますので、防災メールを継続するための初期のシステム開発費ということで御理解いただければと思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 私も、昨日かな、3日とかも来ていました、防災メール。防災メール・まもるくん、そのことなんですか。非常に来ていて、やっぱり注意喚起もされますし、備えもしつかりしなきゃと、常々このメールが来たら思っているわけなんですけれども大丈夫なんですか。

福岡県からも、今回も台風10号の対応について発表されましたと来ているんですが、そのやつになるんですか。もうちょっと詳しくお願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 藤木課長。

○危機管理課長（藤木義和君） 防災メール・まもるくんにつきましては、福岡県がメール配信をするものになっています。

今回、私どもが構築をしようとしているのは、宇美町独自のメールでございまして、このメールの活用方法でございますけれども、大雨の洪水警報等も気象協会から出ておりました。それから、宇美町独自で、このメールにつきましては宇美町の端末から入力してメール配信をすることができますので、宇美町独自の例えば行方不明者の捜索であったりとか、町のイベント等があったときのお知らせメールに使っておりますので、防災メール・まもるくんは福岡県が出すもの、今回出そうとしているものは宇美町が構築して独自のメールを出そうとしているものが防災メー

ルのシステムでございます。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。

次に、10款教育費から、11款災害復旧費まで、78ページから97ページまで、質疑のある方はどうぞ。丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 資料綴で行くと17ページになります。歴史民俗資料館の改修費用です。

これ、考古展示室にエアコン設置を行う予定でしたがコロナウイルス感染症対策、関連により事業見直し、これ、何の関係があるんですか、コロナウイルスとの関係。きちんとやるべきことはやる必要があったんじゃないかなというふうに思いますけれども、あまり関連性がないような気がするんですがいかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 中西財政課長。

○財政課長（中西敏光君） ただいまの議員の御質問の中で、私のほうから事務事業の見直しというような内容で、今回補正の減額をさせていただいておるといことも説明をいたしておりますので、私のほうから回答をいたします。

議員御質問の社会教育課のほうの歴史民俗資料館の空調の工事、それ以外にもいろいろ事務事業の見直しを行っております。といいますのが、やはりこの新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、本年度以降の町税の減収がかなり見込まれております。したがって、今年度事業をする必要がないものにつきましては、一旦事業を見直していただきまして減額の補正をさせていただいておるところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。歳出の質疑を終結します。

次に、歳入一括質疑に入ります。16ページから25ページまで、質疑のある方はどうぞ。丸山議員。

○1番（丸山康夫君） まず、歳入のところでちょっと非常に不可思議な計上をされているのが非常に気になったのがあります。ちょっと待ってください。

17ページなんですけれども、普通交付税3,199万9,000円。これが減額されている。今まで私、記憶にないんです、こういったことはあまり。何で減額3,000万なんです。大きいですよ、めっちゃ。普通交付税の算定、間違えたのかなという気もするんですけど、何でこういう事態が起こったのか、詳しく説明してください。

○議長（古賀ひろ子君） 中西財政課長。

○財政課長（中西敏光君） まず、普通交付税3,119万9,000円。この減額の最大の要因は、地方消費税交付金、この関係がございませぬ。

どういふことかと言いますと、令和2年度当初予算のこの地方消費税交付金の推計を予算計上するときに行つたわけですけれども、具体的には毎年2月の初旬に普通交付税の算定方式の改正等について通知がございませぬ。令和2年度の地方消費税交付金を前年度比31%増、約1億9,000万の増額で推計するよふにというよふなことになっておりましたけれども、当課におきましては消費税増税による景気の後退、こういふことを考慮しまして、前年度比5%増、約3,000万円の増で推計を行つたところございませぬ。

その分、当町の歳入が減ることになりますので、普通交付税の交付額が過大推計、いわゆるその当初予算で若干過大な計上をしたということになります。

先ほど言いましたよふに、やはり地方消費税の関係で、交付税のよふの過大推計を行つたというところございませぬ。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 何て言つたらいいんですか、これ、職員のミスで計算違ひをしたとこつていうことじゃないんですか。あくまでも、国からの通知が間違つた通知をしていた、誤つた通知をしていたためにこういふ事態がおこつたのか。その因果が知りたいんです。どこがどうです。本当は責任を取るべきなのか。責任とまでは言いませんけれども、この3,000万という金額があまりにも大きくて、いろんなところに波及してくるんじゃないかなという気がしてあります。その辺、どうなんです。本当に、何でこういふことが起こつたのかというのが不思議なんですけど、職員のミスじゃないと言い切れるということて理解していいですか。

○議長（古賀ひろ子君） 中西課長。

○財政課長（中西敏光君） 先ほども説明いたしましたよふに、国のよふからはやはり31%増ということで推計の通知というのて来たんですけれども、いずれにしても当課といたしましては、やはり先ほど言いました消費税増税の景気のことも考慮いたしまして予算を計上したということてございませぬ。

実際には、普通交付税の算定におきましては、地方消費税交付金、これについては約30%の増額で算定をされておられますので、逆に言いますとこの地方消費税交付金については増額と、将来的には増額にはなるのではないかとはいふはいたしておられます。

しかしながら、やはり景気、現在のこのコロナ関係によります経済の影響等がございませぬので、どこまでが増額されるかというところはちょっと危惧しているところございませぬ。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 職員の計算ミスじゃないんですね。そこが知りたいんです。お願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 中西課長。

○財政課長（中西敏光君） あくまで、当初予算の計上ということでございます。これについては、職員の間違ひというようなことではございません。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。歳入の質疑を終結します。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。総括質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第53号 令和2年度宇美町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----

○議長（古賀ひろ子君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会することにいたしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。

本日はこれで散会いたします。

○議会事務局長（川畑廣典君） 起立願います。礼。お疲れさまでした。

13時37分散会
